

「公益信託地球環境保全フロン対策基金」の運用状況について

地球環境局フロン等対策推進室

中央三井信託銀行株式会社に委託された「公益信託地球環境保全フロン対策基金」について、平成18年度の助成事業が次の通り決定されました。

団体名	主な活動内容
NPO法人 環境会議所東北	環境メッセ東北 2006 会場におけるフロン対策シンポジウム・実演展示イベントの開催
中間法人 群馬県フロン回収事業協会	シンポジウム・実効的なフロン対策～群馬における新たなシステムづくり
NPO エコバンクあいち	こども地球環境シンポジウム
有限責任中間法人 福島県フロン回収事業協会	フロン不法投棄による環境破壊撲滅運動
社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会	フロン回収破壊法改正啓発セミナー
大阪府電機商業組合	オゾン層の保護、地球温暖化防止に関するフォーラム
兵庫県フロン回収・処理推進協議会	オゾン層保護フォーラムの開催
有限責任中間法人 オゾン層・気候保護産業協議会	オゾン層保護対策情報の発信
宮城県冷凍空調設備工業会	フロン類の大气排出抑制に関する啓蒙活動
特定非営利活動法人 ストップ・フロン全国連絡会	こども用オゾン層保護啓発DVD制作及びその配布
NPO法人 環境カウンセラーひょうご	オゾン層保護、地球温暖化防止等県民参加事業

平成19年度事業の募集が、次の通り行われております。

1. 助成の対象となる団体

オゾン層保護、地球温暖化防止に関する情報・知識の普及・啓発活動等を行なう国内の民間の団体で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 財団法人・社団法人などの非営利法人
- (2) 国公立・私立大学
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 法人格を有しない営利を目的としない民間団体で、次の条件をみたすもの
 - ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること
 - イ. 団体の意思を決定し、申請に係る活動を執行する組織が確立していること
 - ウ. 活動の実績等から見て、申請に係る活動を確実に実施することができると認められること
- (5) その他、経理上の管理を確実に行うことのできる民間団体、法人

2. 助成の対象となる活動

オゾン層保護、地球温暖化防止等を目的とするフロン類の大气排出抑制等に関する一般市民への情報・知識の普及・啓発活動等で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) シンポジウム、フォーラム等の開催（開催費用を助成）
- (2) 教材の作成、配布等の活動（教材作成費、配布費用などを助成）
- (3) 環境教育活動（イベント開催費用を助成）
- (4) その他フロン類の大气排出抑制に関する各種活動

【注意】 次の活動は対象となりません。

- (1) 1人または複数の研究者で行なう研究開発（当基金の事業は活動助成であり、研究助成ではありません。）
- (2) 活動の対象者が申請団体内部のみの活動（一般市民を対象とするのではなく、団体会員のみを対象とするような活動）

3. 応募方法等

公益信託の受託者である中央三井信託銀行(株)のHP (http://www.chuomitsui.co.jp/koueki/k_topm.html)に募集要項・申請書が掲載されていますので、詳細をご確認の上ご応募下さい。締切は平成18年12月8日です。

(参考)

「公益信託地球環境保全フロン対策基金」 助成対象事業の募集について

平成18年5月
環境省地球環境局
フロン等対策推進室

フロン類の大気排出抑制等に基づくオゾン層保護、地球温暖化防止等の各種活動に対して助成を行う標記基金の平成18年度助成対象事業を募集しています。

1 助成の対象となる団体

オゾン層保護、地球温暖化防止に関する情報・知識の普及・啓発活動等を行う国内の民間団体で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 財団法人・社団法人などの非営利法人
- (2) 国公立大学、私立大学
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 法人格を有しない営利を目的としない民間団体で、次の条件をみたすもの
 - ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること
 - イ. 団体の意思を決定し、申請に係る活動を執行する組織が確立していること
 - ウ. 活動の実績等から見て、申請に係る活動を確実に実施することができると認められること
- (5) その他、経理上の管理を確実に行うことのできる民間団体、法人

2 助成の対象となる活動

フロン類の大気排出抑制等に基づくオゾン層保護、地球温暖化防止等に関する活動で、次のいずれかに該当するものです。

- (1) シンポジウム、フォーラム等の開催（開催費用を助成）
- (2) 教材の作成、配布等の活動（教材作成費、配布費用などを助成）
- (3) 環境教育活動（イベント開催費用を助成）
- (4) その他のオゾン層保護、地球温暖化防止のための各種活動

3 応募方法等

公益信託の受託者である中央三井信託銀行㈱のHP (http://www.chuomitsui.co.jp/koueki/k_topm.html)に募集要項・申請書が掲載されていますので、詳細をご確認の上ご応募下さい。締切は平成18年7月31日です。

また、平成19年度事業の募集を今秋から行う予定です。

(参考)

※ 公益信託とは、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた公益目的にしたがってその財産を管理運用し、第三者の行う公益活動の支援を行う信託法に基づく制度。主務官庁が監督するとともに、助成等にあたっては、学識者等からなる運営委員会が審査を行い助成対象事業を決定する。

【公益信託のしくみ】

